

処遇改善等加算の事務手続きについて

資料2-8

令和7年度処遇改善等加算については、こども家庭庁においてその制度の内容の変更が検討されています。

本資料は、令和6年度通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づいて作成するものです。

本資料の内容から変更が生じる可能性が大いにあること、御承知おきいただきますようお願いいたします。

国の令和7年度通知の内容により、市処遇Ⅱ・Ⅲに係る事務手続きに変更が生じる場合には、別途通知いたします。

処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて

資料2-8

【概要】

処遇改善等加算Ⅰについては、以下①②の2段階に分けて認定

①加算率の認定(令和7年4月頃通知予定)

②賃金改善計画(誓約書)の確認(P9以降参照)

加算率の認定

資料2-8

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和7年4月1日時点で当該施設に在籍している常勤職員が算定対象となります。

○常勤職員とは・・・

「就業規則における常勤職員の勤務時間数(月120時間以上のものに限る)に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります。

※2 勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます

※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

資料2-8

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設、幼稚園に併設された施設
- 《保健師、看護師、准看護師のみ》
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

資料2-8

【提出書類】

- 令和7年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- 平均勤続年数計算書
- 処遇改善等加算率算定職員台帳
- 在職証明(願)書
- 資格証等
- 就業規則等

【提出期限】

令和7年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

資料2-8

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②**算定対象施設での該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名			生年月日	性別
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
～				
～				
～				
～				

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法 人 名
代表者職・氏名

印

処遇改善等加算に係る実績報告について

資料2-8

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び計画時点からの変更があった場合に、適切に行われたことを確認するもの。

処遇Ⅰ、処遇Ⅱ及び処遇Ⅲについて、併せて報告するもの。

【令和7年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出（国の通知の発出状況により前後する場合あり）
- ・順次報告内容を確認し、修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

処遇改善等加算に係る実績報告について

資料2-8

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ（令和7年度新規開設園等除く全園）
- ②処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

・給与台帳や賃金規程等（必要な場合）

※令和7年度新規開設園等については、作業はありません。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画(誓約書)について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画の確認もしくは改善の誓約
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定
- ・処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲの認定

【令和7年度スケジュール】

- ・秋頃、通知を発出(国通知の発出状況により前後する場合あり)
- ・9月以降、順次認定

修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

※処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲの認定に係る各種加算等の認定状況により、上記認定スケジュールが大きく前後する場合がございます。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

資料2-8

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ（全園）
- ②処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

- ・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

- ・給与規定等

- ・キャリアアップ研修修了証等